

「GTEC」 Academic利用約款

変更内容について

主に大学で採択いただいている「GTEC」 Academicの約款と、企業団体に採択いただいている「GTEC」 Businessの約款とを分けました。これに伴い全体的に表記等を見直しています。なお、条項等の番号のみの変更、ならびに漢字かな表記等のみの変更については記載を省略しております。

2019年10月15日 改定後	改定前	主な変更点
<p>第1条（目的） 株式会社ベネッセコーポレーション（以下「甲」という）は、この大学生・社会人向け「GTEC」 Academic利用約款（以下「本約款」という）に基づき、英語能力テスト、大学生・社会人向け「GTEC」のうち、大学生向けテスト「GTEC」 Academic（以下「本サービス」という）を申込者（以下「乙」という）に提供する。なお、本サービスの提供にあたっては、株式会社ベネッセ i-キャリアが甲の代理人として、本サービスを提供するものとする。乙が本サービスを利用するにあたり、甲及び乙は本約款を遵守するものとする。</p>	<p>第1条（目的） 株式会社ベネッセ i-キャリア（以下「甲」という）は、このGTEC（Business/Academic）利用約款（以下「本約款」という）に基づき、英語能力テスト「GTEC」のうち、社会人向け／大学生向けテスト「GTEC（Business/Academic）」（以下「本サービス」という）を、テスト開発元である株式会社ベネッセコーポレーション（以下「ベネッセ」という）の代理人として申込者（以下「乙」という）に提供する。乙は本サービスを利用するにあたり本約款を遵守するものとする。</p>	<p>「GTEC」 Academicの約款として見直しを実施。 株式会社ベネッセコーポレーション、株式会社ベネッセ i-キャリアの役割を明確化し、契約の主体を株式会社ベネッセコーポレーションに変更。</p>
<p>第2条（本サービスの内容） 本サービスとは、乙が指定する乙に所属する学生、入学予定者等の受検者（以下「受検者」という）への本サービス案内、ならびにテストの実施、採点処理、成績（帳票）納品、結果の保存、乙が本サービス利用に必要なテスト管理システム（以下「本システム」という）の利用権限、各種マニュアル等の提供等、甲が乙に提供するサービスすべての総称をいう。</p>	<p>第2条（本サービスの内容） 本サービスとは、乙が指定する乙に所属する学生、従業員、入学・入社予定者、及び入社希望者等の受検者（以下「受検者」という）への本サービス案内、ならびに問題の提供、テストの実施、採点処理、成績（帳票）納品、結果の保存、乙が本サービス利用に必要なテスト管理システム（以下「本システム」という）の利用権限、各種マニュアル等の提供等、甲が乙に提供するサービスすべての総称をいう。</p>	<p>「GTEC」 Academicの約款として見直しを実施。 提供内容について「問題の提供」を削除。</p>
<p>第3条（契約の成立と個別テストの申し込み） 1. 乙が、本約款に同意し、甲に対して本サービスの利用の申し込みを行い、本サービスの利用申込書が甲に到達することをもって、甲と乙の間に本サービスの利用に関する契約が成立するものとする。 2. 乙は、契約の成立後、乙の希望する実施条件を、甲が指定するテスト申込書（以下「テスト申込書」という）もしくは別途甲の指定した方法で、甲が指定する期限までに送付する。甲はテスト申込書の受領後、記載内容を確認のうえ本システムへの情報登録を行い、乙が本システム上でテスト実施に関する設定を確認することができるタイミングをもって、個別テストの申し込みが成立するものとする。</p>	<p>第3条（契約の成立） 乙が、本約款に同意し、甲に対して本サービスの利用の申し込みを行い、本サービスの申込者（団体）ID等が発行され乙に到達することにより、甲と乙の間に本サービスの利用に関する契約が成立するものとする。 *** 第5条（個別テストの申込の成立） 乙は、本サービスの申込者（団体）ID等受領後、乙の希望する実施条件を記載したテスト申込書（以下、「テスト申込書」という）を甲の指定した方法で、甲が指定する期限までに送付する。甲はテスト申込書の受領後、記載内容を確認のうえ本システムへの情報登録を行い、乙が本システム上でテスト実施に関する設定（以下、「テスト情報」という）を確認することができるタイミングをもって、個別テストの申込が成立するものとする。</p>	<p>契約の成立と個別テストの申込との関係を追記。</p>
<p>第4条（申込者のID等の利用登録） 1. 乙は、個別テストの申し込み時に、テストの運用担当者を定め、甲に通知する。甲は、乙から運用担当者情報を受領後、本サービスの運用担当者IDならびにパスワードを発行し、乙に電子メールで通知する。 2. 乙は、希望する場合、甲に対し、前項の運用担当者のほか、本サービス全体の管理者の設置を申請することができる。 3. 乙は、甲より発行された運用担当者IDならびに本システムから発行されるその他ID等（以下「申込者（団体）ID等」という）を厳重に管理する義務を負い、第三者（甲乙以外の者をいい、乙の関連機関・組織等を含む。以下同様）に譲渡、貸与、開示等してはならない。 4. 甲の責に帰すべからざる事由により、乙の申込者（団体）ID等が漏洩し、乙に損害が発生した場合、甲はその責を負わない。 5. 甲の責に帰すべからざる事由により、第三者が乙の申込者（団体）ID等を用いて本サービスの利用等を行った場合、甲は、当該利用等が乙によるものとみなすことができる。 6. 本サービス利用申し込み時の申請内容に変更が生じた場合は、乙は速やかに甲に通知し変更を行うものとする。 7. 乙は、本サービス利用申し込みにより得られた権利を第三者に譲渡、継承、又は担保に供することはできないものとする。 8. 甲は上記各項に違反する事由を発見した場合、乙に対しその是正を催告し、甲の判断において乙の申込者（団体）ID等の利用を停止することができるものとする。</p>	<p>第4条（利用登録） 1. 甲は、乙から本サービスの申込みを受け付けた後、本サービスの管理者IDならびにパスワード（以下、「申込者（団体）ID等」という）を発行し、乙に電子メールで通知する。 2. 乙は、甲より発行された申込者（団体）ID等を厳重に管理する義務を負い、第三者（甲乙以外の者をいい、乙の親会社、子会社、関連会社・機関・組織等を含む。以下同様）に譲渡、貸与、開示等してはならない。 3. 甲の責に帰すべからざる事由により、乙の申込者（団体）ID等が漏洩し、乙に損害が発生した場合、甲はその責を負わない。 4. 甲の責に帰すべからざる事由により、第三者が乙の申込者（団体）ID等を用いて本サービスの利用等を行った場合、甲は、当該利用等が乙によるものとみなすことができる。 5. 本サービス利用申し込み時の申請内容に変更が生じた場合は、乙は速やかに甲に通知し変更を行うものとする。 6. 乙は、本サービス利用申し込みにより得られた権利を第三者に譲渡、継承、または担保に供することはできないものとする。 7. 甲は上記各項に違反する事由を発見した場合、乙に対しその是正を催告し、甲の判断において乙の申込者（団体）ID等の利用を停止することができるものとする。</p>	<p>申込テストの運用担当者設定に関する手続きの追記、ならびに管理者設定に関する追記。</p>
<p>第5条（受検者情報、ID等の取り扱い） 1. 乙は受検者個別の受検者用ID・パスワード（以下「受検者用ID等」という）を決定のうえ受検者に指定し、受検者は指定された受検者用ID・パスワードで本サービスを受検するものとする。 2. 乙は、乙が指定する受検者の情報を、甲が指定する方法で本システムに登録する。 3. 乙は、受検者に対し本サービスの受検を告知するものとする。 4. 乙は、受検者に、受検者用ID等を厳重に管理させ、第三者への譲渡又は貸与もしくは開示等をさせないものとする。 5. 乙又は受検者の管理下において、甲の責に帰すべき事由によらずに受検者用ID等が漏洩したことにより、乙又は受検者を含む第三者に生じた損害に対し、甲は一切の責任を負わないものとする。 6. 乙又は受検者の管理下において、甲の責に帰すべき事由によらず、漏洩した受検者用ID等を用いて、当該受検者用ID等の使用を認められた受検者以外の第三者が本サービスを受検した場合、甲は当該受検者が当該受検者によるものとみなすことができる。 7. 甲は、受検者用ID等が不正に利用されている疑いがある場合、当該受検者用ID等の使用又は本サービスの利用を一時的に停止することができる。</p>	<p>第6条（受検者情報、ID・パスワードの取り扱い） 1. 乙は、乙が指定する受検者の情報を、甲が指定する方法で本システムに登録する。 2. 乙は受検者個別の受検者用ID・パスワード（以下「受検者用ID等」という）を決定のうえ受検者に指定し、受検者は指定された受検者用ID・パスワードで本サービスを受検、もしくは乙が承認する場合に限り、受検者自身が本システムを利用し受検者用ID・パスワードを設定のうえ受検するものとする。 3. 乙は、本システムを利用、または別の方法により受検者に対し本サービスの受検を告知するものとする。 4. 乙は、受検者が本サービスを受検するにあたり、本サービスの利用時に必要な情報を甲乙間で授受することを予め受検者に了解させるものとする。 5. 乙は、受検者に、受検者用ID等を厳重に管理させ、第三者への譲渡または貸与もしくは開示等をさせないものとする。 6. 乙または受検者の管理下において、甲の責に帰すべき事由によらずに受検者用ID等が漏洩したことにより、乙または受検者を含む第三者に生じた損害に対し、甲は一切の責任を負わないものとする。 7. 乙または受検者の管理下において、甲の責に帰すべき事由によらずに漏洩した受検者用ID等を用いて当該受検者用ID等の使用を認められた受検者以外の第三者が、本サービスを受検した場合、甲は当該受検者が当該受検者によるものとみなすことができる。 8. 甲は、受検者用ID等が不正に利用されている疑いがある場合、当該受検者用ID等を自ら変更し、または乙に変更を求め、当該受検者用ID等の使用または本サービスの利用を一時的に停止することができる。</p>	<p>第4項の削除。 受検者用ID等不正利用の疑いがある場合、ID等の変更をすることなく、利用の一時停止を行えるよう変更。 受検者への告知方法の詳細を削除。</p>
<p>第7条（本約款等の変更） 1. 甲は、乙の個別の承諾なくして、本約款等及び本約款等に付随するガイドライン等を、商業上合理的な範囲において変更することができる。 2. 変更後の本約款等（以下「新約款」という）は、甲が別途定める場合を除き、甲が効力発生日を示したうえで新約款を甲のホームページ上に表示したとき、又は甲が乙に新約款を送付したときのいずれか早いときより1ヶ月の周知期間を経過することをもってその効力を生じることとする。</p>	<p>第8条（本約款等の変更） 1. 甲は、乙の個別の承諾なくして、本約款等及び本約款等に付随するガイドライン等（もしある場合）を、商業上合理的な範囲において変更することができる。 2. 変更後の本約款等（以下「新約款」という）は、甲が別途定める場合を除き、甲が効力発生日を示したうえで新約款を甲のホームページ上に表示したとき、または甲が乙に新約款を送付したときのいずれか早いときより1ヶ月の周知期間を経過することをもってその効力を生じることとする。</p>	<p>ガイドライン等について、（もしある場合）の記載を削除。</p>

<p>第12条（個人情報の保護）</p> <p>1. 甲及び乙は、本サービスの提供又は利用に関連して個人情報を取り扱う場合には、次の各号の事項を遵守するものとする。</p> <p>(1) 個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守するものとする。</p> <p>(2) 個人情報の収集・利用・預託・提供を行う場合、その目的を明示し個人情報の主体である個人(以下「情報主体」という)の同意の下で行うものとし、さらに当該目的以外の目的で利用してはならないものとする。</p> <p>(3) 個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩等を防止する等、個人情報を安全に管理する為に必要かつ適切な対策を講じるものとする。</p> <p>(4) 個人情報保護のための社内規程を整備し、これを実効あるものとして運用するとともに、当該社内規定の内容を継続的に見直し、改善に努めること。</p> <p>2. 甲及び乙は、相手方当事者に預託する個人情報については、適切に収集された情報（前項(2)に従い、情報主体の同意の下に収集された情報をいう）であることを保証するものとする。</p>	<p>第13条（個人情報の保護）</p> <p>1. 甲及び乙は、本サービスの提供または利用に関連して個人情報を取り扱う場合には、次の各号の事項を遵守するものとする。</p> <p>(1) 個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守するものとする。</p> <p>(2) 個人情報の収集・利用・預託・提供を行う場合、その目的を明示し個人情報の主体である個人(以下「情報主体」という)の同意の下で行うものとし、さらに当該目的以外の目的で利用してはならないものとする。</p> <p>(3) 個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩等を防止する等、個人情報を安全に管理する為に必要かつ適切な対策を講じるものとする。</p> <p>(4) 個人情報保護のための社内規程を整備し、これを実効あるものとして運用するとともに、当該社内規定の内容を継続的に見直し、改善に努めること。</p> <p>2. 甲及び乙は、相手方当事者に預託する個人情報については、適切に収集された情報（前号(2)に従い、情報主体の同意の下に収集された情報をいう）であることを保証するものとする。</p> <p>*甲の「個人情報保護方針」については、甲のホームページ (https://www.benesse-i-career.co.jp/) を参照ください。</p>	<p>契約の主体を株式会社ベネッセコーポレーションとすることにより、ベネッセ i-キャリアの個人情報保護方針記載ページを削除。</p>
<p>第13条（採点結果データ等の利用）</p> <p>乙は、甲が本サービスの提供を通じて得たデータ（以下「採点結果データ等」という）を、成績処理や結果報告などの本サービス及び付随サービス提供の目的で利用すること、ならびに乙及び受検者個人を容易に識別・特定できない形式に加工したデータ（以下「加工統計データ等」という）を作成し、本サービスを含むテストの項目・尺度の妥当性・信頼性の分析及び標準化の確認などを目的として利用すること、また、加工統計データ等と甲が保有する情報とを併せて統計処理したうえで、営業活動用資料の作成、大学教育や学生の実態等の調査・分析及びその公表、商品の研究・開発等に利用することを予め承諾するものとする。また、乙は、大学教育や学生の実態等の調査・分析及びその公表、商品の研究・開発等を目的として、加工統計データ等を大学等の研究者・研究機関が利用すること、また、研究成果は学会や各種媒体等で発信される場合があることを予め承諾するものとする。</p>	<p>第14条（採点結果データ等の利用）</p> <p>乙は、甲またはベネッセが本サービスの提供を通じて得たデータをもとに採点結果を集計すること、ならびに、乙及び受検者個人を識別・特定できない形式に加工した統計データを作成し、研究・分析及びその公表、本サービスを含むテスト項目・尺度の妥当性・信頼性の分析及び標準化の確認、新規サービスの開発などを目的として利用することを予め承諾するものとする。（以下、採点結果及び採点結果から得られたデータを個人情報の有無にかかわらず「採点結果データ等」という。）</p>	<p>採点結果データと、個人情報を識別・特定できない形式に加工した加工統計データとを区別して記載。加工統計データの利用目的を追記。</p>
<p>第14条（採点結果データ、加工統計データ等の保管、廃棄、削除、消去）</p> <p>1. 甲は、採点結果データ等を、テスト実施年より一定期間（以下「保存期間」という）、当該採点処理等の結果報告と同一内容の報告ができる状態で保存できるものとし、保存期間を経過した採点結果データ等については、速やかに削除、廃棄等するものとする。</p> <p>2. 甲は、前項の定めにかかわらず、乙の依頼により返却、削除、廃棄等した採点結果データ等は保存できないものとする。</p> <p>3. 乙は、乙の採点結果データ等の返却、削除、廃棄等を求める場合には、その具体的な日時や方法等について、甲と協議・決定のうえ書面により甲に指示するものとし、甲は、乙の指示に基づき実施しなければならない。</p> <p>4. 甲は、保存期間を経過した後も、第13条に定める加工統計データ等を保存することができる。</p>	<p>第15条（採点結果データ等の保管、廃棄、削除、消去）</p> <p>1. 甲及びベネッセは、採点結果データ等を、テスト検査実施年より一定期間（以下「保存期間」という）、当該採点処理等の結果報告と同一内容の報告ができる状態で保存できるものとし、保存期間を経過した採点結果データ等については、速やかに削除、廃棄等するものとする。</p> <p>2. 甲及びベネッセは、保存期間を経過した後も、第14条に定める統計データの形式で、採点結果データ等を保存することができる。</p> <p>3. 甲及びベネッセは、前2項の定めにかかわらず、乙の依頼により返却、削除、廃棄等した採点結果データ等は保存できないものとする。</p> <p>4. 乙は、乙の採点結果データ等の返却、削除、廃棄等を求める場合には、その具体的な日時や方法等について、甲と協議・決定のうえ書面により甲に指示するものとし、甲及びベネッセは、乙の指示に基づき実施しなければならない。ただし、甲は、乙の指示がない場合は、前3項の定めに従い乙の採点結果データ等を取り扱わないものとする。</p>	<p>採点結果データの取り扱い、並びに加工統計データの取り扱いを区別して記載。</p>
<p>第16条（本サービスの利用停止・解除等）</p> <p>1. 甲は、合理的な根拠に基づき、乙が本約款に違反している疑いがある場合、乙の本サービスの全部又は一部の利用を停止することができる。</p> <p>2. 契約の解除・解約後も、第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第18条、第19条、第23条、及び本項は存続するものとする。</p>	<p>第17条（本サービスの利用停止・解除等）</p> <p>1. 甲は、合理的な根拠に基づき、乙が本約款に違反している疑いがある場合、乙の本サービスの全部または一部の利用を停止することができる。</p> <p>2. 契約の解除・解約後も、第9条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第18条、第19条、第20条、第24条、及び本項は存続するものとする。</p>	<p>条番号の修正。</p>
<p>第23条（分離可能性）</p> <p>本約款のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、甲及び乙は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとする。</p>	<p>第23条（分離可能性）</p> <p>本約款のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、甲及び乙は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとする。</p>	<p>消費者契約法の記載を削除。</p>